

鯨類管理制度の改正について

(違法鯨肉の所持販売等の禁止・DNA登録の義務化等)

国際捕鯨取締条約により商業目的の捕獲が禁止されているひげ鯨等については、条約を担保するため、大型捕鯨業の許可を行わないなどの措置により捕獲を禁止してきたところですが、今般、国内におけるひげ鯨等の流通の透明化等を図り、もって鯨類資源のより適正な管理に資するため、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」の一部が改正され、違法に捕獲されたひげ鯨等の販売、販売目的での所持等の禁止、混獲されたひげ鯨等のDNA分析・報告の義務化、都道府県知事の許可を受けていないいるか漁業の禁止などの規定が設けられました。これらの規定は、平成13年7月1日から適用され、以後、これに違反した者は懲役又は罰金に処せられることとなります。

違法捕獲鯨類の所持・販売等の禁止

違法に捕獲したひげ鯨等は、これを販売し、販売の目的をもって所持し、又は加工してはいけません。違法に捕獲されたひげ鯨等と知りつつ譲り受けた者も、同様に販売等をしてはいけません。

DNA分析（登録）の義務化

捕獲の意図を有しない漁業（定置漁業）により混獲されたひげ鯨等は、DNA分析・報告を行わなければなりません。DNA分析を行わないひげ鯨等は、販売等をしてはいけません。

小型鯨類漁業管理制度の適正化

都道府県知事の許可を受けずに、ひげ鯨等以外の小型の鯨類（いるか）を捕獲する漁業（いるか漁業）を営んではいけません。（平成14年4月1日～）

問合せ先：水産庁資源管理部遠洋課（03-3502-8111 内7242）